

○厚生労働省告示第四百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である一般社団法人長野市薬剤師会について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十号）第三条第二項の規定により、平成二十七年七月一日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 住所

変更前 長野県長野市若里五丁目十一番一号

変更後 長野県長野市アークス十三番十一号

二 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 長野県長野市若里五丁目十一番一号

変更後 長野県長野市アークス十三番十一号